

情報

同行避難の準備を
ペット災害対策

同行避難とは、人とペットが同一の空間へ避難し居住することではなく、ペットと一緒に安全な場所へ避難することです。災害時にペットを放置することで、その後の保護や給餌活動が困難となったり、飼い主が世話のため、自宅に戻る際に二次災害に遭う危険性があるため、原則として、ペットを同行して避難することが重要です。

日ごろから同行避難をするための準備をし、住まいの防災対策や自分たちの住む地域の同行避難が可能な避難所を確認しておきましょう。

※避難所のペット用スペースには限りがありますので、可能な場合には災害後も自宅で世話をしましょう。

■ 飼い主の明示をしましょう

災害時に離ればなれになる場合があるので、ペットに身元のわかる鑑札、狂犬病予防注射済票、迷子札、マイクロチップなどを装着しましょう。

■ 健康管理をしましょう

被災時のストレスによる体調変化に気付くように、

日頃からかかりつけの動物病院で健康管理をしましょう。また、他の動物との集団生活での感染症蔓延防止のため、狂犬病予防注射、ワクチン接種、ダニ・ノミの駆除を実施しましょう。

■ 基本的なしつけをしておきましょう

避難所では、キャリーバック、ケージでの生活となり、首輪が必要な場合があります。いざというときに嫌がらないように訓練をしておきましょう。また、避難所で周囲に迷惑をかけないように、普段から基本的なしつけをしておきましょう。

■ 防災用品を用意しましょう

ペットに応じた防災用品はすぐに避難所では用意できません。日ごろからペット用持ち出し袋を準備し、食べられたペットフードや水、リード、シート、キャリーバック、ケージ、食器などを最低5日分は用意し、常用薬はすぐに持ち出せるようにしましょう。

☎環境政策課 ☎ 983・2646

情報

マナーを守って飼育
犬・ねこのお世話について

犬の鳴き声やフンの放置など、犬ねこの飼育に関する苦情・相談が多く寄せられています。ほとんどの飼い主は、近隣に迷惑をかけないように適正飼育していますが、ごく一部の飼い主にマナーを守れない人がいます。飼い犬、飼いねこが地域に迷惑をかけていないか考え、マナーを守って飼育しましょう。

■ 犬の飼い主さんへ

- ・ 法律で定められている鑑札・注射済票をしっかりと飼い犬につける
- ・ 散歩中も家にいるときも、フン尿の後始末をする
- ・ しつけを行い無駄吠えをさせない
- ・ 放し飼い、ノーリードの散歩をしない。とっさの時も飼い主がすぐコントロールできるようにする

■ ねこの飼い主さんへ

- ・ 危険を避けるために室内で飼う
- ・ 飼いねこの登録制度を利用する（登録時に無料で鑑札と首輪を配布）

■ 飼い主のいないねこのお世話をしている人へ

エサをあげる場合には、後始末にも責任を持ちましょう。エサをあげるだけでは、周囲の住民にフン尿やエサの食べ残しなどで迷惑をかけます。残った餌の片付け、トイレを設置するなど後始末についても責任をもって世話をしましょう。

飼い主のいないねこには避妊去勢手術をさせましょう。市は、飼い主のいないねこに対して、避妊去勢手術費の補助（雌は1匹につき15,000円、雄は1匹につき10,000円が上限）を予算の範囲内で行っています。事前に申請が必要なため、手術前に環境政策課までご連絡ください。

■ 狂犬病予防注射について

令和2年度の狂犬病予防注射の期間は12月31日(木)まで延長されています。まだ注射を受けさせていない場合には、動物病院で受けさせてください。

☎環境政策課 ☎ 983・2646

情報

インターネット回答が便利です
国勢調査にご協力ください

国勢調査は、統計法に定められ、日本国内に住む全ての人（約1億2,700万人）が対象となる、国の最も重要な統計調査です。総務大臣が任命した国勢調査員（非常勤の国家公務員）が、世帯に調査票を配布しますので、調査へのご理解とご協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染防止の観点から、調査員との接触を最小限とするために、できる限りインターネットによる回答をご利用ください。

時9月14日(月)～10月7日(水)

調査内容

- ①世帯について（世帯員の数、住居の種類、住宅の建て方など4項目）
- ②世帯員について（男女の別、出生の年月、就業状態、従業地又は通学地など15項目）

調査方法

- ▶調査員がインターホン越しなどで調査の趣旨を説明します。対面の必要が生じる場合は十分な距離

をとった上、短時間で行います。

- ▶調査員が訪問して配布する書類により、インターネット回答ができます。紙の調査票により郵送でも提出いただけます。
- ▶やむを得ない場合に限り、調査員が感染防止に配慮しながら直接回収する場合があります。

調査結果の活用

調査の結果から得られる人口は、我が国の人口の基本となる法定人口として、選挙区の区割りや地方交付税の算定の基準などに利用されます。

また、調査を通じて得られる統計情報は、国や地方公共団体の社会福祉、雇用、環境整備、防災対策などをはじめとして、あらゆる施策の基礎データとして利用されるほか、民間においてもさまざまな分野で幅広く活用されています。

問国勢調査実施本部 ☎975・0345（9月12日～10月20日）
問政策企画課 ☎983・2616

情報

庭に樹木を植えて、潤いのある生活を送りませんか
記念樹、生け垣用の苗木の無料配布

～みどりの贈り物～出産などに記念樹を配布

入学、結婚、新築などの記念に苗木を配布しています。

時10～11月の毎週水曜日午前10時～午後3時

場みどり育苗センター（初音台24・13）

内ミシマザクラ・ハナミズキ・オリーブ・シマトネリコなど9種類の中から1本選択

引換券の配布場所 水と緑の課、北上文化プラザ、中郷文化プラザ

生け垣を作りませんか？苗木を無償配布

生け垣はまちに彩りと潤いを与え、騒音を和らげます。

時10月下旬に配布予定

場みどり育苗センター（初音台24・13）

内アベリア・カイツカイブキ・キンメツグ・シラカンなど13種類から選択

対①配布後すぐに植え込みできること②設置する生け

垣の長さが5m以上であること③設置場所が市内自宅敷地の周囲であって、全体または一部が道路や歩道に面していること

配布本数 生け垣1mあたり3本以内で60本まで

用9月30日(水)までに申請書を水と緑の課

送植栽場所によって配布できない場合があります。

※申請書提出後、現地確認を行います。

不要木バンクをご活用ください

市内の貴重な緑を保護・育成するために、改築などにより家庭で不要となった樹木の情報を欲しい人に提供するインターネットサービスです

登録対象 市内の樹木

※移植は受取者が行います。

登録方法 水と緑の課へご連絡ください。現地調査をします。

問水と緑の課 ☎983・2643

